

表 追加関税率リストの見方

G. T. İ. P. (HSコード)	Dipnot (脚注)	İLAVE GÜMRÜK VERGİSİ ORANI (%)						
		追加関税率 (%)						
		1	2	3	4			8
					5	6	7	
	(1)、(2)							

(1) チリからの製品に対して「その他（8番）」の追加関税率が適用される。

(2) 民間航空機のために利用する目的で輸入する場合には関税率を0%にする。

1：EU、EFTA、韓国、イスラエル、マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モロッコ、パレスチナ、チュニジア、エジプト、ジョージア、アルバニア、チリ、セルビア、モンテネグロ、コソボ、モーリシャス、モルドバ、フェロー諸島

2：マレーシア

3：シンガポール

4：一般特惠関税制度（Generalised System of Preferences：GSP）

5：最恵国（Most Favoured Nations）

6：トルコが特別なインセンティブを付与している国々（Countries benefiting from the special incentive measures）

7：一般特惠関税制度の恩恵を受ける開発途上国（Developing Countries benefiting from the GSP）

8：その他（日本を含む）